

平成31年度税制改正大綱～消費税～

平成31年度税制改正大綱が公表されました。
その改正内容のうち、消費税等の改正の概要についてお知らせいたします。

<消費課税>

1 消費税率の引き上げに伴う対応等

(1) 需要変動の平準化に向けた取組み

平成31年10月の消費税率引上げに当たっては、平成26年4月の引上げの経験を活かし、経済に影響を及ぼさないよう、万全を期す。

① 消費税率引上げ時における価格設定の柔軟化と転嫁対策

様々な物の価格が一斉に上昇し、大きな需要変動が生じた前回引上げ時の経験を踏まえ、消費税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないことや、消費税率引上げ後に禁止されない宣伝・広告のあり方を改めて事業者周知し、小売業者が萎縮することなく柔軟に価格設定できる環境を整える。これらを通じ、消費者に誤認を与えて駆け込みを煽る行為の防止ともあわせて、需要変動の平準化を図っていく。

同時に、消費税が円滑に転嫁できるかどうか懸念を持つ中小事業者から、実効性の高い転嫁対策を求める声が寄せられていることを踏まえ、事業者間取引において、下請事業者が、大規模小売事業者等の力のある事業者から買いたたき等の転嫁拒否を受けることがないよう、業界ごとの状況を踏まえつつ、効果的な転嫁対策を強力に進める。

② 住宅に係る措置

住宅に係る需要変動の平準化のため、平成32年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し13年間とする。

その際、11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設ける。所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

住宅市場に係る対策については、住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する。

③ 自動車に係る措置

消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

具体的には、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率を引き下げる。

恒久減税による地方税の減収については、まずはエコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化、環境性能割の基準見直しにより財源を確保し、なお生じる財源不足額についてはその全額を国費で補てんすることにより、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。なお、この措置による地方税の減収については、全額国費で補てんする。

2 輸出物品販売場制度の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。

(1) 臨時販売場に係る届出制度の創設

① 7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなすこととする。

② 上記①の適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならないこととする。

(注1) 上記の臨時販売場に係る届出制度の創設に伴い、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を廃止する。

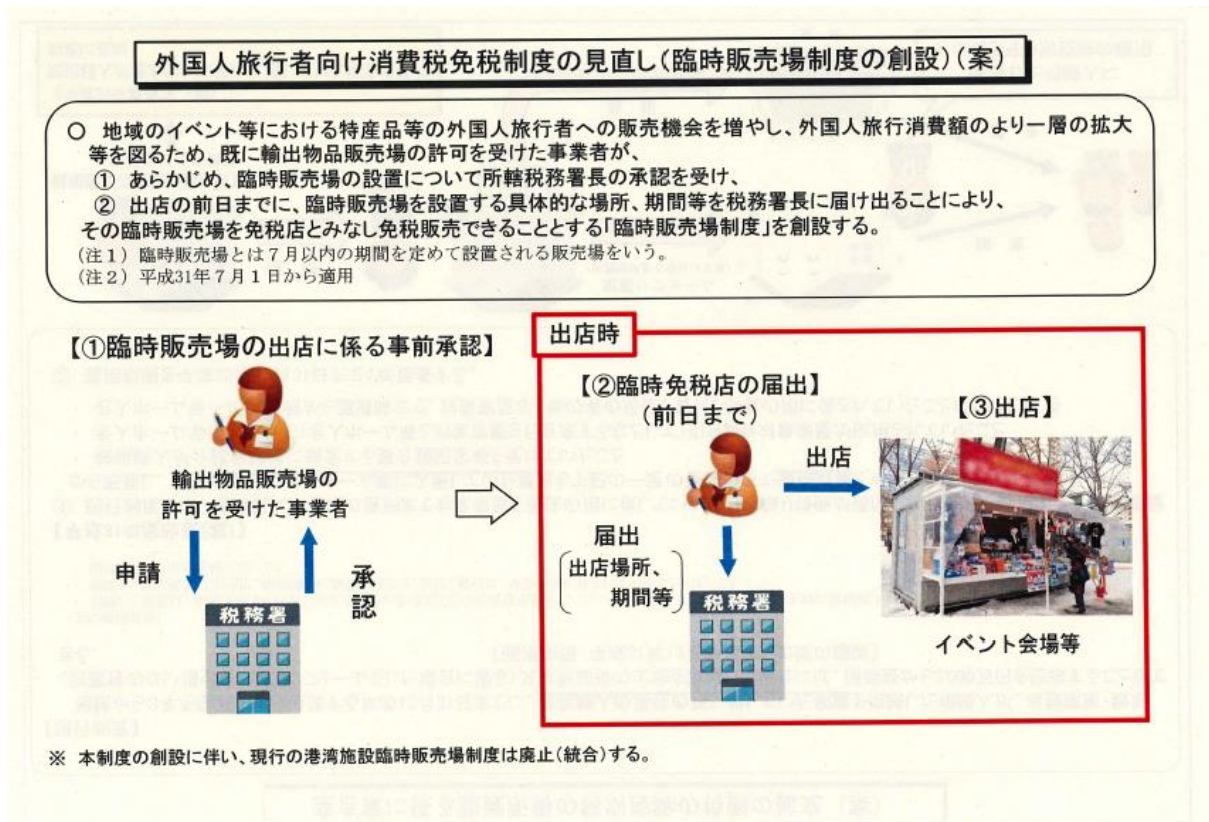
(注2) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(注3) 上記の承認等については、平成31年5月1日からその申請等を受け付けることとする。

(2) 手続委託型輸出物品販売場許可申請書

手続委託型輸出物品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととする。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する申請書について適用する。



3 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

- ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。
- ② 金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加える。

(注) 上記①の改正は平成 31 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、上記②の改正は同年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、それぞれ適用する。